



The
Building
Center
of
Japan

HR防-600-13
平成16年3月3日制定
平成23年11月7日改訂

住宅型式性能認定申請要領 (火災時の安全に関すること (感知警報装置設置等級))



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 設備防災課

§ 1. 本要領の対象

1. 根拠法令及び審査委員会

本要領は、新築の住宅で住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条第1項の規定に基づく「住宅型式性能認定（火災時の安全に関する事）」のうち感知警報装置設置等級（表示すべき事項の区分2-1、2-2）を申請する案件に適用します。

また当該要領の対象委員会は、防災機器性能審査委員会とします。

2. 申請の区分

2.1 住宅型式

平成17年国土交通省告示第921号の規定に基づく区分とします。

① 第一号 住宅

日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示1346号）の別表1の（い）項に掲げる表示すべき事項の一について、その性能が定まるもの

② 第二号 住宅の部分

前号に該当しないもの

2.2 住宅型式の分類

以下の要素により分類して下さい。申請は以下の分類毎に別型式として扱います。

- ① 表示すべき事項の区分（2-1、2-2）
- ② 等級（等級4、等級3、等級2、等級1）
- ③ 戸建形式（一戸建ての住宅、共同住宅等）
- ④ その他、構法の違いなどにより設計の内容が異なるもの。

§ 2. 標準的な事務手続きのフロー

事前打合せ

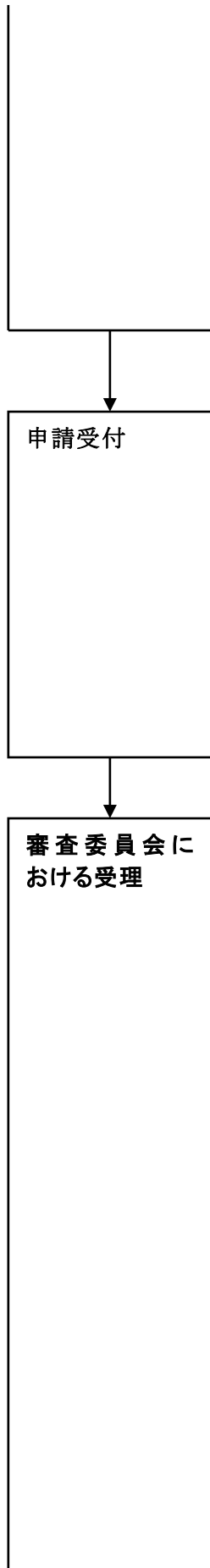
1. 事前打合せ

申請にあたっては、申請内容及び提出資料等について、(財)日本建築センター評定部設備防災課担当者（以下「事務局」という）と事前に打合せを行って下さい。

- ① 申請の範囲（区分）
- ② 申請時期及び認定予定日
- ③ 審査に必要な資料

2. 行政上の取扱いについての事前打合せ

行政上の取扱いについて整理が必要なものは、申請までに整理して下さい。



3. 申請

住宅型式性能認定の申請受付は、委員会開催日の1週間前の日（祝日にあたる場合はその前日）を申請受付締切日としています。

委員会開催日及び申請受付締切日につきましては、事務局までお問い合わせ頂くか、下記のホームページアドレスにアクセスして下さい。

TEL : 03-5283-0466（評定部設備防災課）

URL : <http://www.bcj.or.jp/src/iinkai.html>

1. 申請受付

認定申請者は、申請受付締切日の午後5時までに、以下の資料を、担当事務局まで提出して下さい。（郵送可）

①住宅型式性能認定申請書（様式HF02-01）・・・1部

②住宅型式性能認定審査資料・・・1部

上記②は担当委員の数により別途追加提出していただく場合があります。

内容については、後述する審査資料作成要領を参照して下さい。

審査資料等が十分でない場合は、申請を受理できない場合がありますのでご了承下さい。

1. 審査委員会における受理

事務局は、申請書及び提出された資料に基づき、申請の内容を審査委員会に諮ります。

審査委員会は、申請内容を検討した上で受理の可否を判断し、受付が受理された場合、担当委員を決定します。別途提出資料が必要な場合は、その旨を事務局より連絡致しますので速やかに提出して下さい。

2. 審査委員会受付の結果連絡

受付の可否、担当委員及び部会日程、その他の連絡事項は、審査委員会の翌日（委員会が金曜日の場合は翌週月曜日）にFAX等により申請連絡者へ連絡致します。

3. 手数料の請求

審査委員会における受理審議の終了後、認定手数料をご請求致しますので、所定の銀行にお振込み下さい。手数料が支払い期日までに振り込まれない場合、認定書等が発行されませんのでご了承下さい。

4. 取り下げ

申請者の都合により、審査期間中に申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式HF02-05）を提出して下さい。

↓
性能項目の審査

↓
審査委員会における報告

1. 審査方法

審査は書類審査とし、部会による書類審査または通信等による書類審査により行います。いずれの場合も2名以上の担当認定員により技術的な問題点が全て解決されるまで審査が続けられます。

- ① 部会による書類審査（部会によるヒアリングあり）
- ② 通信等による書類審査（部会によるヒアリングなし）

2-1. 部会による書類審査

担当認定員と申請者が一同に会し、ヒアリング方式にて審査を行います。審査資料に基づき詳細な説明を行っていただき、質疑応答が行われます。

申請者は部会での指摘事項に対する回答を、指摘事項回答書（様式HF60-06）を用いて作成し、必要な追加・訂正資料を添付し、次回の部会または部会で指定する回答期限までに、必要部数（担当認定員＋事務局用）を事務局までご提出下さい。

2-2. 通信等による書類審査

審査書類の内容について担当認定員が審査を行います。

審査資料に対する指摘事項を、事務局から申請者へFAX等によりご連絡致します。申請者は、認定員からの指摘事項に対する回答を、指摘事項回答書（様式HF60-06）を用いて作成し、必要な追加・訂正資料を添付し、指定する回答期限までに、必要部数（担当認定員＋事務局用）を事務局までご提出下さい。

3. 審査における留意事項

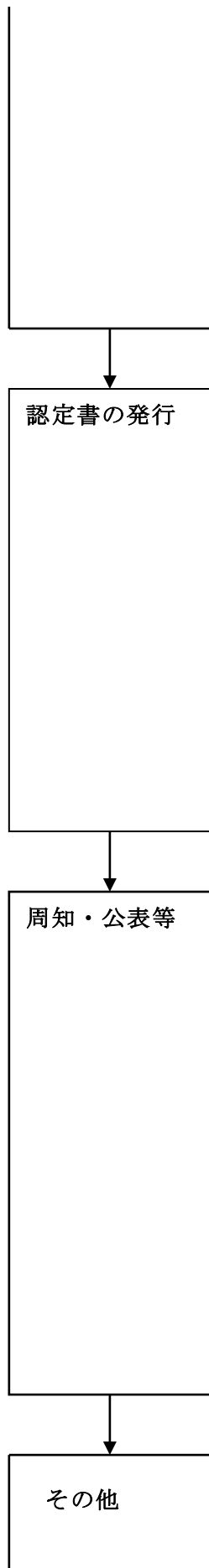
審査が長期間に及ぶ場合、契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

- ① 正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期依頼書（様式HF60-07）を提出して下さい。
- ② 審査した期間内（受理を承諾した日より6ヶ月）に審査が終了しない場合、型式適合認定をしない旨の通知書（HF02-08）を発行し、審査を打ち切ることもあります。

1. 審査委員会報告

部会の審査が終了した後、審査委員会において最終的な審議を行い適否を判断します。審査委員会においては、担当認定員により審査内容の報告が行われます。

審査委員会の審議の結果、追加提出資料が必要な場合があります。その際には事務局より申請連絡者へご連絡致します。



2. 審査委員会報告の結果連絡

審査委員会における報告の可否及び以後の手続き等については、審査委員会の翌日（委員会が金曜日の場合は翌週月曜日）までに F A X 等にて担当事務局より申請連絡者へご連絡致します。審査委員会において認定の内容が了承された後、認定書が作成されます。

1. 認定書別紙

認定書に添付する別紙(案)を2部作成し、事務局にご提出下さい。事務局において内容の確認を行い、1部はご返却致します。1部は当財団において保管させていただきます。

2. 図書最終版

委員会用報告用資料のうち2部を図書最終版といたします。事務局より所定のファイル等のご連絡を致しますので2部ご提出下さい。1部は認印を押印しご返却致します。1部は当財団において保管させていただきます。

3. 認定書の発行

原則として、上記の1. 及び2. の提出と引き換えに、認定書を発行致します

1. 住宅型式性能認定の公示

法第31条第3項の規定に基づき、施行規則第42条に規定される下記事項を公示します。

- ・住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
- ・認定を受けた型式に係る性能表示事項
- ・住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
- ・認定番号
- ・認定年月日

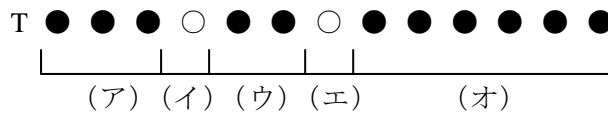
2. ビルディングレター(BCJ機関誌)への掲載

認定を受けた者の氏名又は名称、建築物の部分等の種類、認定番号及び認定年月日を当財団が毎月編集発行する「ビルディングレター」に掲載します。

1. 認定番号

住宅型式性能認定の認定番号は、型式の分類ごとに付されます。

■認定番号（例）



<「住宅」の型式>

- (ア) 平成12年建設省告示1652号の別表（い）表示すべき事項
070：感知警報装置設置等級（自住戸火災時）
080：感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）
- (イ) 平成12年建設省告示1652号の別表（は）表示の方法
4：等級4
3：等級3
2：等級2
- (ウ) 機関番号：認定を行った機関番号 01～06（国土交通大臣の指定番号）
02：（財）日本建築センター
- (エ) 平成17年国土交通省告示第921号の規定に基づく区分
A：第一号 住宅
B：第二号 住宅の部分
- (オ) 申請住宅を識別する番号（全6桁）
 - ・最初の4桁：申請者毎、戸建て形式毎などに付す番号とする。
 - ・最後の2桁：既に住宅型式性能認定を取得したものについて、申請内容の追加、変更を行った場合の履歴を識別する番号（申請としては新規扱い）

<「住宅の部分」の型式>

- (ア)～(エ)は、<「住宅」の型式>と同様とする。
- (オ)は、通し6桁の番号とし、型式毎に000001から順に型式番号を付すこととする。

2. 認定の内容の変更等

住宅型式性能認定には、追加・変更等の手続きはございませんので、改めて新規型式として申請いただくこととなります。

§ 3. 審査資料作成要領

I. 作成時の留意事項

1. 住宅型式性能認定用審査資料（以下、審査資料という）は、A4判縦使いとし、差し替え可能なファイルを使用して下さい。
2. 審査資料には表紙及び背表紙を付けて下さい。
3. ファイルの最初に表紙の写しを添付して下さい。
4. 審査資料には目次とインデックスを付けて下さい。
5. 審査資料には各項目毎に通しページを付けて下さい。
6. 文字は日本語とし、原則として手書きは避けて下さい。

II. 提出資料の内容、提出部数及び提出期日

住宅型式性能認定申請から終了までの間に下表に示す資料をご提出頂きます。

提出資料	内 容	提出部数	提出期日
①住宅型式性能認定申請書	住宅型式性能認定申請書（様式HF02-01）に必要事項を記入したもの（各型式毎に1枚）	1部	審査委員会受付の1週間前まで
②住宅型式性能認定申請図書	本作成要領に従い作成して下さい。	1部	
③指摘事項回答書及び追加資料	指摘事項回答書（様式HF60-06）	原則3部（認定員＋事務局）	部会時の指定した期日まで
④委員会報告用資料	提出図書から必要箇所を抜粋して作成して頂きます。	10部	審査委員会報告の前日または指定した期日まで
⑤住宅型式性能認定書の別紙（案）	提出図書のうち、「2. 型式認定の内容」の部分	2部	指定した期日まで

Ⅲ. 必要な資料の項目

審査資料に必要な資料の項目は、原則として下表のとおりですが、申請の内容に応じて追加・変更していただいても結構です。

資料の項目 \ 住宅型式のタイプ	住 宅	住宅の部分
認定等申請書(写し)	○	○
目 次	○	○
1. 申請概要	○	○
2. 型式認定の内容	○ 設計仕様、図面等	○ 仕様図
3. 評価する為の資料	○ 詳細図、設計例等	○ その他必要な資料

Ⅳ. 各項目の概要

[1]表紙

- ・審査資料の表紙及び背表紙には、以下を明記してください。
 - ①「住宅型式性能認定申請図書」
 - ②「2火災時の安全に関すること」
 - ③表示すべき事項の区分
 - ③型式名称
 - ④申請者名（会社名）
 - ⑤申請日（審査委員会における受理予定日）

[2]住宅型式性能認定申請書（HF-02-01）

- ・申請書の写しを添付して下さい。

[3]目次

- ・審査資料には必ず目次とインデックスを付けて下さい。
- ・各項目毎に通しページを付けてください。

[4]申請概要

1. 申請概要

1. 1 認定申請者

- ・認定申請者の会社名、代表者名（役職・氏名）、所在地を明記してください。

1. 2 構造及び構法概要

- ・申請される住宅型式について、構造及び構法概要を図示するなどの方法により、分かり易く1，2枚程度にまとめて下さい。

2. 型式認定の内容（認定内容）

- ・認定を申請する型式の内容を示してください。内容を確認後、住宅型式性能認定書の

別紙として認定書の一部となります。

- ・「適用範囲」及び「型式の内容」が分かるように構成してください。

3. 評価するための資料（認定内容には含みません）

- ・ 2. で申請する型式の性能を裏付けるために必要なも又は審査の参考となるものがあれば添付して下さい。